

別紙：食品寄贈に関する法律関連

<まとめ>

○製造物責任

- ・製造者に該当し、製品の引き渡し時にすでに製造物に異物混入、細菌などの汚染があり「欠陥」があることが証明されれば、直接は契約当事者ではない被害者に対しても製造物責任を負う。場合によっては、被害者に寄贈した中間組織やフードバンク、子ども食堂からの賠償請求もありうる。
- ・直接契約のあるフードバンク、子ども食堂には贈与であるが、贈与により損害が発生すれば債務不履行、不法行為、PL法などによる損害賠償請求を負う。
- ・対策としては、異物混入、汚染などが問題になるので、責任を負わなくて済むように商品の状態をしっかりと管理・記録し（温度など、マニュアルにある通り、など）、立証できるようにしておく。食品関連法規を順守するのは最低限のこと。
- ・消費期限が近いということ自体は「欠陥」ではない。引き渡し時に安全性を欠く状態だったか（例えば細菌が付着しているかどうか）が問題。
- ・引き渡し後に発生した欠陥については、製造物責任は負わない。

○契約当事者間の契約責任

- ・契約で責任を制限できるかについては、契約当事者間での責任分担の明確化はできる。ただし、第三者（最終消費者？）との間には効力はない。ただし、責任追及された後に求償はできる可能性がある。X（寄贈者）→Y（中間支援組織等）→最終消費者
- ・フードバンクが消費期限等の取り扱いに関する関係法令を遵守、提供先にも順守させる責任がある。
- ・安全性に関する責任は、提供側の原因で発生か提供後かで責任主体を分けるべきである。
- ・フードバンク側と覚書きを結ぶことで、最終責任の所在の明確化をする。ただし、第三者からの責任追及は回避できない。
- ・輸送コストの負担は、保管・配送している間の品質保持のためと考えると良いのではないか。温度管理や衛生管理が重要、安全性の確認までが重要である。
- ・直接フードバンク等に寄付の場合も責任に関する事項や期限内に食するなどの周知を徹底すべき。特に、子ども食堂との間にも覚書きを結び、子どもの食べ物には注意が行き届くように配慮が必要。

○寄贈に関わる法律：誰がどのような責任を負うのか。

中心に取り上げる法は、以下の2つの類型に分けて考えられる。

- (1) 取締法規（食の安心安全を守る食品衛生法、食品表示法）
- (2) 損害賠償請求（民法・契約法：売買、贈与、不法行為法、製造物責任法）

これらの2つの類型の法律は相互に完全にリンクしあっていないが、全く関係がないわけではない。以下では、代表的な最低限の法規を紹介する。食品寄贈に関わる食品産業の法的義務について、詳しくは、弊会でも弁護士を招いた勉強会を開催したり、個々の事例ごとに確認するなどしている。

(1) 取締法規

①食品衛生法

「食品衛生法」は飲食による健康被害の発生を防止するための法律である。食品汚染や食中毒などを生じてしまった場合、最終消費者の健康に関わるため、食品業界の事業者全体で食品の安全性を確保を目指している。食品寄贈は善意により主に食品への対価を求めずに提供されるものであるが、食品産業の事業者には義務を免れない。

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第三条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

→食品等事業者は自分の責任で安全確保のために必要な措置を取ってくださいとしている。

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
- 三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- 四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

また、違反に対する措置としては、以下がある。

- ・行政による立ち入り検査、調査
- ・廃棄命令、除去命令、営業停止等の行政処分や罰則

②食品表示法

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品関連事業者等に食品表示基準に従い、食品の表示をする義務を課したもの。食品表示基準Q & A

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms101_210317_12.pdf) など参照。

これらの表示規制に違反した食品を販売したのに対しては、是正勧告などの行政処分を待つことなく罰則の適応がある。

第一条 3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）
- 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

○表示責任者（食品関連事業者の表示）

- ・加工食品については、別記様式欄にその製品の内容について最もよく知り、かつ、責任を持つ者として表示内容に責任を有する食品関連事業者（表示責任者）の氏名又は名称及び住所を記載することが義務付けられている。
- ・販売者が表示責任者となることもある（例；プライベートブランド等）
- ・義務を負うものが表示基準に従った表示をしていないで販売すると、指示命令の対象、罰則もある。

○賞味期限・消費期限

・賞味期限は、食品表示法第4条第1項の規定に基づく内閣府令である食品表示基準第2条第1項第8号に定義されている。食品である以上、求められる衛生面での安全性や味・風味などの機能が維持される期間。

八 賞味期限 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

・消費期限は、食品表示基準第2条第1項第7号

七 消費期限 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

(2) 損害賠償請求（民法・契約法：売買、贈与、不法行為法、製造物責任法）

①民法

- ・契約上の責任（売買、贈与など）を定めており、何か損害が生じた場合に誰かが責任を負う仕組みがある。
- ・契約の有無を問わず発生する責任としては、不法行為（第709条）がある。

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

不法行為責任は、交通事故のように、契約関係のない当事者の間でも成立するという特徴がある。

・契約上の責任：売買（民法第555条）

第555条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

売主が担保すべき責任については、契約内容に適合するか否かの判断について、将来の紛争を予防する観点から、売買契約の目的物の種類・品質・数量を特定して契約書に記載される必要がある。

第562条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

第563条 前条第1項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

また、第416条の損害賠償請求は、通常損害と特別損害に分類され、不契約が履行されなかった場合、通常起こると考えられる損害と特別の事情によって生じた損害であっても予見可能であった場合に賠償対象となると考えられている。

第416条

- 1 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。
- 2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

・贈与（民法第549条）

第549条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

贈与者は贈与の目的である物または権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、または移転することを約したものと推定する。契約内容に合わないものであった場合に、債務不履行として追完請求や損害賠償請求が問題となることは、売買と同じである。ただし、契約で民法の条項と違う内容を定めることは可能である（ただし、強行規定違反は不可）。

・不法行為（民法第 709 条）

契約の有無にかかわらず責任追及できる。ただし、相手に故意過失があった時に限られ、被害者が加害者の故意・過失を証明する必要がある。民法上は、故意・過失を明確に区別していないが、刑法上は故意（わざと）か過失（うっかり）かが問題とされ、以下のように考えられる。

故意→損害の発生を認識していながらこれを容認して行為する心理状態。

過失→結果の発生が予見できたにもかかわらず、その予見できた損害を回避すべき義務を怠った。

（結果発生危険が存在していたこと、結果の発生が行為時に行為者に予見できたこと）

また、損害の発生と因果関係（第 416 条類推）があり、過失の具体的な認定に関わる。さらに、侵害する利益の大小や、行為から生ずる危険度の違いによっても予見義務、結果回避義務の厳しさは異なってくる。

・厳格な場合

薬害、公害、医療事件等を中心的に発展してきた考え（例：森永ヒ素ミルク事件）で、生命・身体被害等の重大な被害ももたらす可能性のある危険な業務については、加害の抽象的な可能性を察知できる場合には、その業務行為が本当に安全であるか否かを調査し、安全であった場合にのみ、その行為をすることが許される。そのため、寄贈者には安全性についての調査義務が課され、それによって予見義務を全うしたことになる。

・信賴の原則

交通事故で発展してきた予見義務に関する考え方で、相手方が予想外の不適切な行動をしたことにより発生した結果については不法行為責任を負わない。

・製造物責任法（PL 法）

PL では、不法行為責任の立証責任を転換し被害者が責任追及しやすくなっている。

第三条（製造物責任） 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

製造物の欠陥により生じた被害者の生命身体財産についての被害に関し、製造業者等に「過失」がなくても、製造物に「欠陥」があることを被害者が立証すれば、製造業者等は賠償責任を負う。被害者の立証責任の軽減を目的としている。

第二条（定義） この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

一の「業として」とは同種の行為を反復継続して行う者であり、有償・無償、営利・非営利、事業形態、経営規模は問わない（東京地判平成 14・12・13 参照）。二、三については社会通念上で判断するとされている。

・販売者の責任

以下は表示方法や製造業者との関係によっては販売者が責任の主体となりうる。

・OEM 商品（相手先商標商品）

相手先のブランド名、商標等を表示した製品を製造して相手方に供給し、相手先はこれを自社製品のように市場に流通させるもの

・PB商品（プライベートブランド商品）

販売業者が企画した製品を提携するメーカー等に生産を委託し、メーカー名を表示することなく、自社のブランドの信用力の下で一手に販売を引き受けるもの

・加工とは

動産を材料としてこれに工作を加え、その本質を保持させつつ新しい属性を付加し、価値を加えること。単なる切断、冷凍、冷蔵、転換は基本的にはあたらないが、サラダや刺身に切って包装は価値が増大しており、過程で雑菌の入る危険もあり加工と評価される場合もある。

判例では、天然のイシガキダイを洗い（刺身を氷水で締める料理）にする行為は加工とされている（東京地判平成14年12月13日）。

小分け、パック詰めは当たらない。（東京高判平成26年10月29日）

・欠陥とは

設計上の欠陥及び製造上の欠陥のみならず、製造物の危険性の内容、程度及び被害発生を防止するための適切な運搬、保管方法等の取り扱い上の注意事項を適切に表示し、かつ警告することを怠る場合（表示警告の欠陥）も含む。アレルギー表示、健康食品の過剰摂取、窒息の危険などに関する表示が不十分な場合も含む。

○食品寄贈に関する事故等の事例

食品関連の事故を調べると、衛生関係の事故では、食中毒、異物混入、フードテロ。日常的なクレームでは異物混入が多い。また、表示関連の違反もある。しかし、食品寄贈に直接的に関わる判例はなかった。

以下、判例のほとんどはPL法だったため、参考として製造物責任に関する判例をいくつか取り上げる。

平成24年11月30日 東京地判

- ・牛肉入りサイコロステーキに混入したO-157による食中毒事件
- ・ステーキ店のフランチャイザーからステーキの製造会社へのPL法による損害賠償請求→棄却
- ・判旨 牛肉の結着肉にO-157が混入していたとしても、加熱用食材として通常有すべき安全性を欠くものではない。※製造上の欠陥なし
- ・フランチャイザーは結着肉の危険性を把握しておくべき食肉の専門業者であり「中心まで十分加熱してください」と記載された商品企画保証書が送付されている。そのため指示・警告上の欠陥もないとされた。

平成16年10月12日 東京高判

- ・切削バリにより解凍食品に金属片が付着した事故
- ・食品機械の設計製作会社が食肉自動凍結装置を開発し、食品会社に納品したが、部品に瑕疵があり食肉に金属片が付着。設計製作会社が食品会社に損害金を支払い、設計製作会社が部品会社にPL法に基づき損害賠償。判旨は部品の欠陥を認めた。

平成16年8月31日 東京地判

- ・食肉輸入販売業者がカナダから輸入した馬肉をXに販売し、Yが加工して焼肉店等に販売したところ、馬刺しの一部からO-157が検出された。Yは輸入販売業者に対して製造物責任等により馬肉売り上げ減少による損害賠償を請求
- ・輸入時にすでに汚染されていたかが問題。保健所が検査した時点で発見された最近がどの時点から馬肉に付着していたか不明であり、海外の工程か国内の工程か不明とし、輸入業者の製造物責任を否定。